



原告 209

1 認定事実

原告 209 は、昭和 22 年に宮崎県えびの市（現在の地名）で出生した。

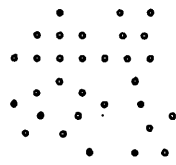
原告 209 の前住所は、本件地域一覧の鹿児島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 209 は、本件人物一覧の「部落解放同盟宮崎県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 289, 344)

2 判断

- (1) 原告 209 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 209 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 504）によれば、原告 209 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 209 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 209 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2000 円と認めるのが相当である。



原告 210

1 認定事実

原告 210 は、昭和 52 年に鹿児島県日置市で出生した。

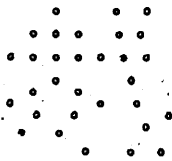
原告 210 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鹿児島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 210 は、本件人物一覧の「部落解放同盟鹿児島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

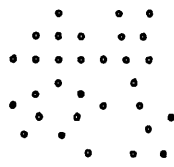
(甲 290, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 210 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 505）によれば、原告 210 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 210 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「鹿児島県」の欄の公表により、原告 210 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 210 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 210 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 210 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 211

1 認定事実

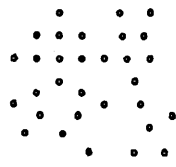
原告 211 は、昭和 25 年に鹿児島県で出生し、平成 28 年まで原告解放同盟鹿児島県連合会委員長を務めていた。

原告 211 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鹿児島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

(甲 336, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 211 は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「鹿児島県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告 211 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 211 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告 212

1 認定事実

原告 212 は、昭和 22 年に東京都で出生し、現在は原告解放同盟神奈川県連合会副委員長を務めている。

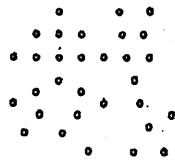
原告 212 の配偶者の従前本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告 212 は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

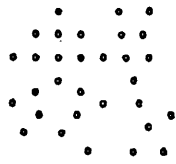
(甲 291, 344)

2 判断

- (1) 原告 212 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 212 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 433, 434, 506, 640）によれば、原告 212 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、多数の者の氏名や肩書が羅列されていたり、ホームページの下部の階層に掲載されていたりするなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 212 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 212 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告 213

1 認定事実

原告 213 は、昭和 29 年に滋賀県で出生し、現在は滋賀県連合会書記長代行を務めている。

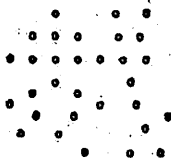
原告 213 の配偶者の従前本籍は、本件地域一覧の茨城県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 213 は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし誤っているもの）を掲載された。

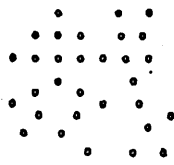
(甲 123, 344)

2 判断

- (1) 原告 213 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 213 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 314, 489）によれば、原告 213 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした研修を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたとは認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 213 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 213 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1



000円と認めるのが相当である。



原告 214

1 認定事実

原告 214 は、昭和 29 年に滋賀県で出生した。

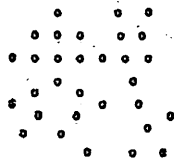
原告 214 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 214 は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし市までの記載しかないもの）を掲載された。

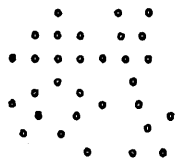
(甲 93, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 214 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 671）によれば、原告 214 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 214 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「滋賀県」の欄の公表により、原告 214 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 214 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（ただし、住所は市までの記載しかなく原告 214 の現住所との同一性が認められないから、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。）。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 214 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 214 が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 215

1 認定事実

原告 215 は、昭和 26 年に大阪府で出生した。

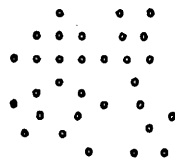
原告 215 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 215 は、本件人物一覧の「部落解放同盟滋賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

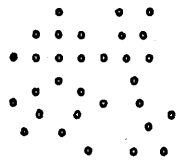
(甲 292, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 215 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 507, 651）によれば、原告 215 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 215 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「滋賀県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 215 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、議員であることはみだりに他人に知られたくない事項とはいえないので、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。



(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により, 原告215の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は, 原告215が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして, 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 216

1 認定事実

原告 216 は、昭和 26 年に大阪府寝屋川市で出生した。

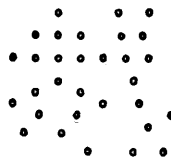
原告 216 の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 216 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、議員であること及びフェイスブックの URL を掲載された。

(甲 293, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 216 は、その現住所が本件地域にある。しかし、証拠（乙 508）によれば、原告 216 は、平成 17 年 9 月に行われた衆議院議員総選挙において原告解放同盟に所属していることを明らかにして選挙活動を行っていたと認められ、原告 216 が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 216 の現住所が本件地域にあることも一般に広く知られていると推認される。そうすると、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 216 に関する情報が本件人物一覧に掲載されたが、原告解放同盟における役職については、前記(1)説示のとおり、プライバシーが侵害されたとは認められない。



原告 217

1 認定事実

原告 217 は、昭和 29 年に大阪府貝塚市で出生し、現在は貝塚市人権協会会長を務めている。

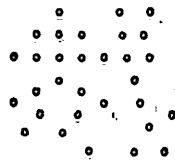
原告 217 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 217 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

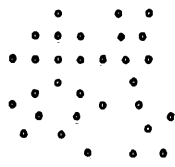
(甲 294, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 217 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 509）によれば、原告 217 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、電子化された平成 26 年開催の講演会の案内に掲載されたなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 217 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 217 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 217 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 217 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 217 が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 218

1 認定事実

原告 218 は、昭和 22 年に兵庫県三田市で出生し、現在は原告解放同盟中央本部副執行委員長及び兵庫県連合会委員長を務めている。

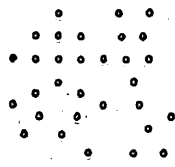
原告 218 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 218 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

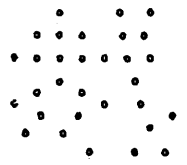
(甲 295, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 218 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 510, 635, 654) によれば、原告 218 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 218 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により原告 218 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 218 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 218 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 218 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 219

1 認定事実

原告 219 は、昭和 25 年に兵庫県尼崎市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会書記長などを務めている。

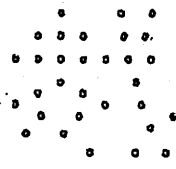
原告 219 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 219 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし番地の記載がないもの）を掲載された。

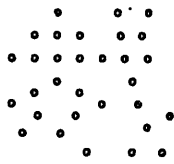
(甲 296, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 219 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 489, 511, 512, 654, 655, 749）によれば、原告 219 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 219 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 219 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 219 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 219 の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告219が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 220

1 認定事実

原告 220 は、昭和 31 年に兵庫県丹波市（現在の地名）で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会執行委員及び女性部長を務めている。

原告 220 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 220 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の「女性部」の欄に氏名を掲載された。

(甲 144, 344)

2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 220 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

他方、証拠（乙 341, 445, 514, 520, 679）によれば、原告 220 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 2 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 220 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 220 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 220 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していることを公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 220 の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告220が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。